

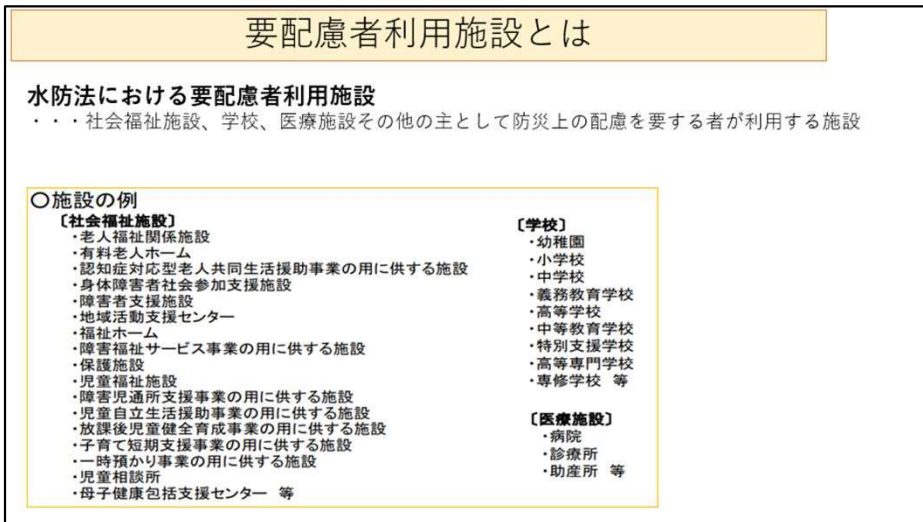
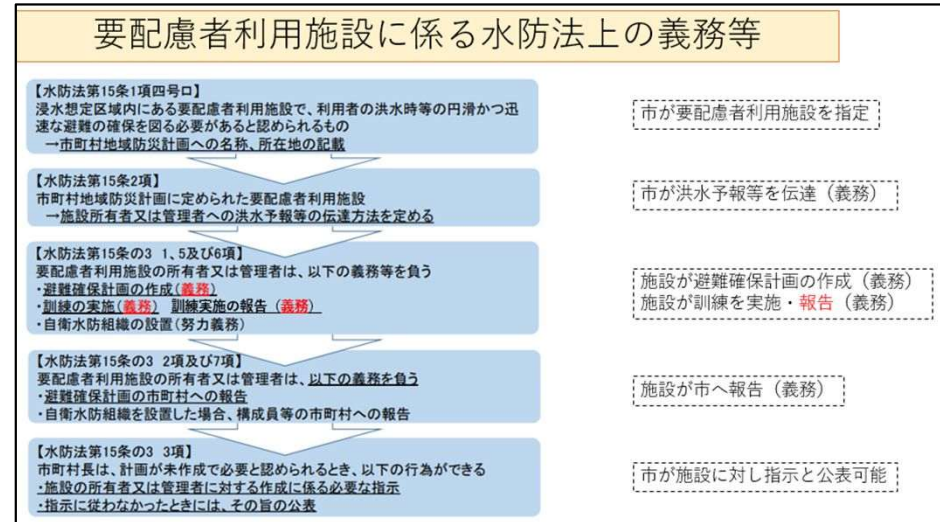
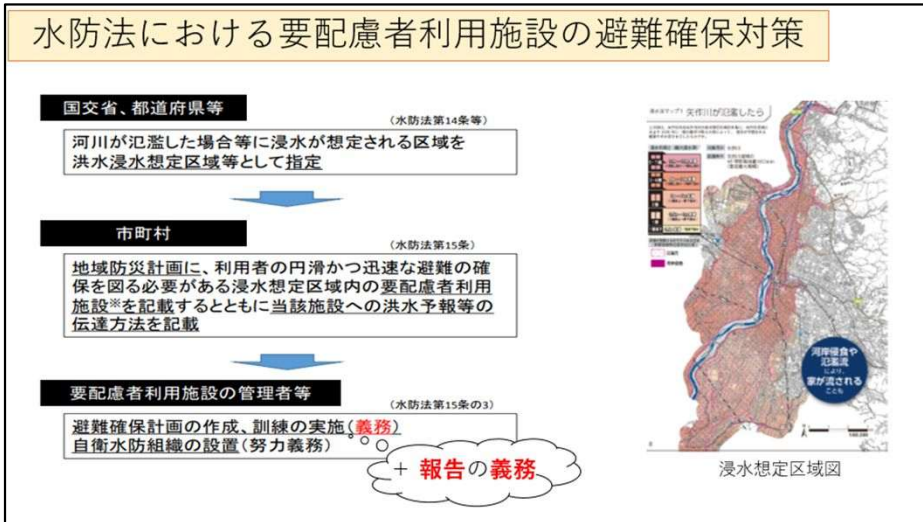
関係自治体による取組施策実施内容の報告

目 次

岡崎市	2
碧南市	3
刈谷市	4
豊田市	5
安城市	6
西尾市	7
大府市	8
知立市	9
高浜市	10
豊明市	11
みよし市	12
東郷町	13
東浦町	14
幸田町	15

○市町村による取組施策実施内容＜岡崎市＞

■要配慮者利用施設避難確保計画の作成支援会



- ・ 実施場所：岡崎市役所
- ・ 実施件数：20件 (R7.12月時点)

実施方法

- ①各要配慮者利用施設に関する事務の所管課より、未作成の施設や新規施設の管理者に対し、お知らせと一緒に「支援会」を案内し、作成を促す。
- ②それでも作成されない管理者に対して、防災課より個別に電話連絡を行い、再度お知らせと一緒に「支援会」の案内を行う。

取組効果

各要配慮者利用施設の所管課及び管理者に対して、課せられた役割や責務についての意識の醸成が図りつつ、計画の策定につなげた。

○市町村による取組施策実施内容<碧南市>



碧南市消防団水難救助訓練 (R7.7.24・7.31)

1 目的

近年、台風及び線状降水帯等の水災害発生により、消防団(水防団)は火災のみならず高いレベルで水災害への対応も求められている。

本訓練を通じて消防団員の活動時の安全への理解及び技術の向上を図るとともに、発災時に円滑な活動ができることを目的とする。

2 訓練対象者

碧南市消防団

3 訓練内容

- (1) ボート組立訓練
- (2) 防災ウェーダー装着訓練
- (3) 操船訓練



○市町村による取組施策実施内容＜刈谷市＞

■市内の大学で起震車を用いたイベントを開催し、学生の消防団への加入を促進

愛知県消防保安課と刈谷市危機管理課で市内の大学で学生をターゲットとした消防団加入促進活動を実施。起震車を体験してもらったイベントを通して、防災に興味のある学生を集め、実際の消防団員や消防ポンプ車を見学することで、消防団の魅力を消防団から伝えることができた。

イベントでは県や市の職員が消防団員になると受けられる制度を具体的に伝えるとともに、興味を持ってもらえた学生を管轄の分団と繋げることで、実際に活動する詰所の見学や普段の活動について分団から直接説明することができ、消防団としての活動を学生自身がイメージできるような取組となった。



●25名の学生が消防団に興味を示し、うち3名が入団をその場で決め、7名が詰所を見学することとなった。
☆結果的に、6名の学生が消防団に入団

○市町村による取組施策実施内容<豊田市>

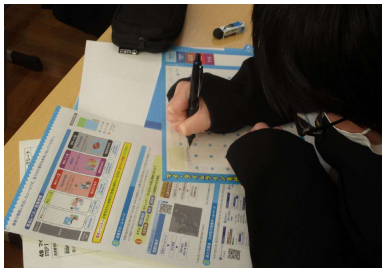
■ NEXCO中日本と連携した高速道路区域における緊急退避場所の確保



■ 防災行政無線、防災ラジオ、緊急メールとよた等を利用したの避難情報の発信



■ マイ・タイムラインの作成支援



<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：豊田市立石畳小学校 ・参加者：5年生 20人
<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：豊田市立稲武小学校 ・参加者：4年生 11人
<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：豊田市立寺部小学校 ・参加者：4年生 76人
<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：豊田市立東広瀬小学校 ・参加者：5年生 24人
<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：豊田市立古瀬間小学校 ・参加者：5年生 48人

■ NEXCO中日本と連携した緊急退避場所の確保

・中日本高速道路株式会社と「災害時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定」を締結し、協定に基づき河川氾濫等の浸水被害時に、高速道路区域へ垂直避難ができるよう緊急退避場所の整備及び避難階段を設置

■ 防災行政無線、防災ラジオ、緊急メールとよた等を利用したの避難情報の発信

・情報伝達の多角化を図ることにより逃げ遅れゼロを目指す。

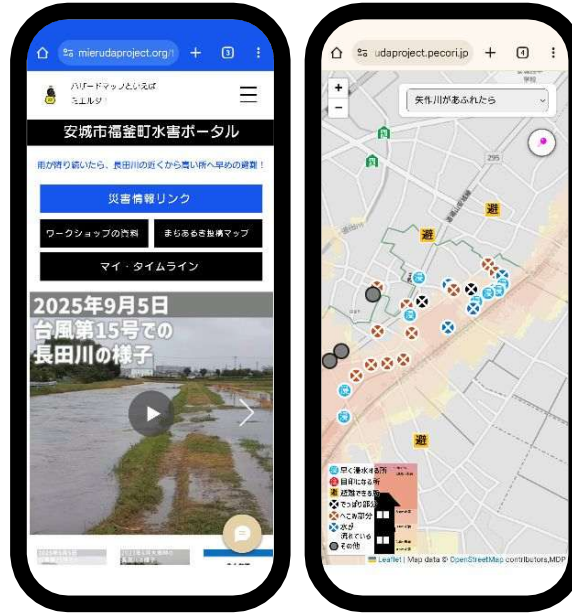
■ マイ・タイムラインの作成支援

- ・愛知工業大学との連携により、大学生が小中学生の講師として防災教育（マイ・タイムライン作成支援）を実施。
- ・風水害や地震発生時の「逃げ遅れゼロ」を実現するため、小中学校で5件、179人にマイ・タイムラインの作成支援を実施。

マイタイムライン作成支援の様子

○市町村による取組施策実施内容<安城市>

■みずから守るプログラムの促進



安城市雨水マスタープランに基づき、市内の5町内会で実施。デジタルマップやマイ・タイムラインを作成し、防災意識を醸成し続けるための取り組みを実施している。

町内会がワークショップで作成した水害ポータル



手づくりハザードマップワークショップ(福釜町内会)



防災アプリにおけるデジタル水害ハザードマップの提供

頻発する災害への備えとして運用しているスマートフォンアプリの「安城防災ナビ」に「デジタル水害ハザードマップ」を実装した。

安城防災ナビ

○市町村による取組施策実施内容＜西尾市＞

■危機管理課防災講話



- ・実施場所：西野町小学校
- ・実施日：7.9.30
- ・参加者：小学4年生

■防災教育アドバイザー講話



- ・実施場所：西尾小学校
- ・実施日：7.10.25
- ・参加者：小学5, 6年生
保護者

■避難所運営ゲーム



- ・実施場所：西尾中学校
- ・実施日：7.8.18
- ・参加者：中学1年生
消防団員

■風水害マイタイムライン



- ・実施場所：西尾小学校
- ・実施日：7.6.2
- ・参加者：小学6年生

■災害クッキング



- ・実施場所：花ノ木小学校
- ・実施日：7.10.31
- ・参加者：小学4年生
保護者

学校安全総合支援事業等により、
小中学校において
各種取り組みを実施した。

- ・実施場所：荻原小学校
室場小学校
- ・実施日：7.10.6、10.17
- ・参加者：小学4年生

■排水機場見学学習会



○市町村による取組施策実施内容<大府市>

立地適正化計画に基づく防災指針の作成

立地適正化計画において防災指針を定めた。
防災指針では、災害リスク分析と地区ごとの課題抽出を踏まえ、必要となる取組方針を検討するとともに、防災・減災対策に関する方針等を明記した。

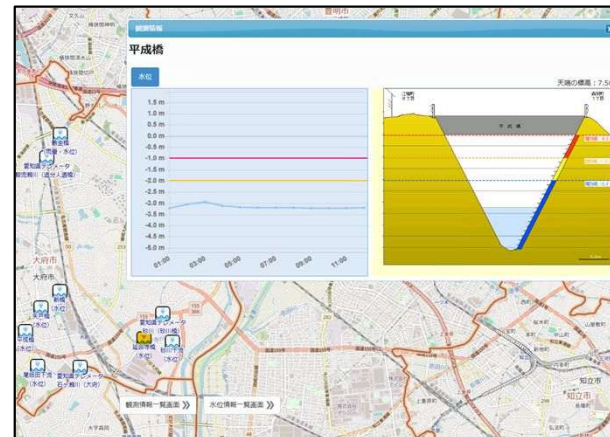


立地適正化計画に基づく防災指針の作成(大府市webサイト)

防災情報の提供(防災アプリ、水位計、監視カメラ等)

頻発する豪雨災害への備えとして、
「洪水ハザードマップの整備」
「河川水位計の設置」
「河川監視カメラの設置」を進めた。

また、それらの情報については、
市ウェブサイト・SNS、防災アプリ等を
活用して、地域住民に広く配信し活用を
促している。



大府市webサイト



大府市webサイト

○市町村による取組施策実施内容<知立市>

■知立市水防訓練

- ・実施日： R7. 5. 25 (日)
- ・実施場所：猿渡川 (知立市新林町地内外 衣浦豊田道路高架下)
- ・参加者：自衛隊・警察・消防署・災害協力建設事業者・自主防災会・消防団員・市職員



■知立市水防訓練 主な内容

- (1) 土のう工法訓練
- (2) 資機材取扱(チェーン・ロープワーク)訓練

(1) 訓練会場参加者全員での土のう工法訓練

(2) 訓練会場参加者全員での資機材取扱訓練(チェーン・ロープワーク)訓練



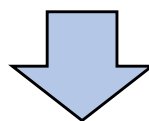
○市町村による取組施策実施内容<高浜市>

避難確保計画作成促進

- 矢作川洪水浸水想定区域(想定最大規模)内に所在する施設の要配慮者利用施設における避難確保計画作成数について、作成率を上げるために通知文の送付だけでは提出のなかった施設に電話をして、作成の必要性を説明。
- 個別相談、時には訪問を実施して、内容について助言、修正指示を行い、令和7年度に作成施設数を伸ばし、作成率の向上に努めました。

・令和7年3月31日時点

対象要配慮者利用施設数	避難確保計画作成している 要配慮者利用施設の数	作成率
36	32	88.9%



施設毎の個別対応により
避難確保計画の作成を促進

・令和7年12月16日時点

対象要配慮者利用施設数	避難確保計画作成している 要配慮者利用施設の数	作成率
36	35	97.2%

○市町村による取組施策実施内容<豊明市>

■豪雨災害訓練

<訓練概要>

- 1 開催日時 : 令和7年5月18日(日) 午前8時~11時
- 2 参加機関 : (地域) 東沓掛区、大久伝区、中島区、阿野区、
大脇区、吉池区、三崎区、間米区
(要配慮者利用施設) ファミリアおおくて、豊明苑
(その他) 豊明市消防団
- 3 参加者数 : 約169人
- 4 訓練内容 :
 - ・ 水位、避難情報等の情報伝達訓練
 - ・ 土砂災害警戒情報等の情報伝達訓練
 - ・ 要配慮者利用施設における避難訓練



○市町村による取組施策実施内容<みよし市>

■水防訓練

境川にて水防関係機関の協力を得て、水害による被害を軽減するために訓練を実施しました。土のう作成訓練や、積み土のう工法及び月の輪工法の訓練指導を受けました。また、大型土のう設置訓練や家屋内浸水防止訓練も行いました。



月の輪工法



土のう作成



積み土のう工法



家屋内浸水防止訓練



大型土のう設置

- ・実施場所：境川左岸
- ・実施日：令和7年5月11日
- ・参加者：市職員、消防、区長、消防団、市議会、商工会建設部会、災害支援協定締結団体等各企業

○市町村による取組施策実施内容＜東郷町＞

■東郷町水防訓練



- 実施場所：東郷町東羽根穴駐車場
- 実施日：6月1日
- 参加者：町

■東郷町水防訓練

消防団、自主防災組織、町若手職員を対象に土のう作成及びロープ結索の訓練を実施しました。

○市町村による取組施策実施内容＜東浦町＞

■雨水貯留のPR活動



イベントの様子

- ・実施場所: メモリーとんがったスタイル文化センター
- ・実施日: 令和7年11月8日(土)

◆東浦町水循環管理課では、第47回東浦町産業まつりに出展をし、雨水貯留の普及に向け、下水道(雨水)に関する興味を持っている方を対象に雨水貯留のPR活動を実施しました。

○市町村による取組施策実施内容<幸田町>

■災害対策研修会



- ・実施日 : 令和7年5月19日
- ・実施場所: 幸田町役場4階
- ・講師 : 日本気象協会 参与 新井伸夫氏
- ・参加者 : 区長
災害情報地区調査員

日本気象協会参与であり、名古屋大学減災連携研究センター客員教授でもある新井伸夫氏により「災害は繰り返す、でも大災害は稀なこと、だからこそ、防災意識のバトンをつないでいくことが大切」と題し、気象全般について災害対策研修会を実施していただきました。

防災リーダーを養成するべく各地区の区長推薦者に対して、第1回目は、名古屋大学減災連携研究センター 准教授 平山修久氏により「能登半島地震から学ぶ地域防災」と題し、令和6年に発生した能登半島地震について、水道や災害廃棄物などについてお話していただきました。
第2回目は、FMBを使用した避難所開設訓練を実施しました。

■FMB(ファーストミッションボックス)を利用した避難所開設訓練



- ・実施日及び場所: 各地区計画による
- ・参加者: 各地区住民、幸田町

大規模災害発生時に、誰が来ても避難所開設の初動対応ができるようにした手順書等(FMB)を各地区の避難所に設置し、一部の地区で訓練を実施した。
なお、今後全地区でFMBを使用した避難所開設訓練を実施していく予定である。

■防災リーダー養成研修



第1回

- ・実施日 : 令和7年6月22日
- ・実施場所: 幸田町中央公民館
- ・講師 : 名古屋大学減災連携研究センター 准教授 平山修久氏

第2回

- ・実施日 : 令和7年8月22日
- ・実施場所: 幸田町中央公民館
- ・講師 : 防災安全課職員

- 参加者(第1回、第2回) : 区長推薦者

今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて

今回開催

【令和8年4月30日】第13回水防災協議会

- 内容（予定）
- ・出水期前の体制確認について
 - ・取組方針（R4～R8）のフォローアップについて

令和8年度水防災協議会（4圏域合同）連絡調整会議
・令和8年11月頃

取組方針（R4～R8）のフォローアップ調査

取組方針（R9～R13）に関する意見照会

【令和9年3月頃予定】第13回水防災協議会幹事会

- 内容（予定）
- ・取組方針（R4～R8）の総括
 - ・取組方針（R9～R13）（案）の提示

【令和9年5月頃予定】第14回水防災協議会

- 内容（予定）
- ・取組方針（R9～R13）（案）の承認

矢作川圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、矢作川圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川の能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、矢作川圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方气象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
- 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(分科会の設置)

第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
- 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、尾張建設事務所河川整備課、知多建設事務所河川港湾整備課、西三河建設事務所河川港湾整備課、知立建設事務所河川整備課、豊田加茂建設事務所河川整備課が務める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。

本規約は、平成29年 5月22日から実施する。

本規約は、平成29年10月12日から実施する。

本規約は、令和元年 5月23日から実施する。

本規約は、令和3年 1月28日から実施する。

本規約は、令和3年 5月14日から実施する。
本規約は、令和4年 6月21日から実施する。
本規約は、令和5年 4月27日から実施する。
本規約は、令和6年 5月13日から実施する。
本規約は、令和7年 5月13日から実施する。

別表一 1 協議会の対象河川

水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名	
(一)矢作川	矢作川	(一)矢作川	伊保川	(二)前川	前川	
	鹿乗川		広見川		江添川	
	西鹿乗川		加納川	(二)猿渡川	猿渡川	○
	矢作古川		御船川		下り松川	
	広田川		力石川		吹戸川	
	須美川		飯野川		割目川	
	安藤川		犬伏川		森前川	
	占部川		木瀬川		石田川	
	砂川		大平川		境川	◎
	柳川		阿摺川		逢妻川	◎
	相見川		李川	恩田川		
	尾浜川		田代川	発杭川		
	赤川		介木川	後川		
	乙川		阿妻川	流れ川		
	伊賀川		赤羽根川	水干川		
	山綱川		丸草川	逢妻男川		
	竜泉寺川		明智川	逢妻女川	○	
	鉢地川		段戸川	布袋子川		
	男川		小田木川	岡田川		
	夏山川		富永川	五箇村川		
	鳥川		名倉川	石ヶ瀬川		
	乙女川		入山川	鞍流瀬川		
	雨山川		黒田川	砂川		
	家下川		平林境川	明神川		
	青木川		野入川	皆瀬川		
	真福寺川		(二)拾石川	正戸川		
	巴川		(二)八幡川	井堰川		
	郡界川		(二)鳥羽川	茶屋川		
	滝川		(二)矢崎川	若王子川		
	仁王川		(二)北浜川	前川		
	足助川			北浜川		
	神越川		(二)蜷川	小石川		
	大見川		(二)高浜川	蜷川		
	野原川	高浜川				
	大桑川	稗田川				
	安永川	油ヶ淵				
	加茂川	新川		(二)豆搗川		
	市木川	長田川		(二)須賀川		
	籠川	半場川				
	水無瀬川	朝鮮川				
	東隅田川					

対象河川数：117河川

凡例 ◎：洪水予報河川、○：水位周知河川

別表一 2 矢作川圏域水防災協議会 会員

	構成員
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	岡崎市 市長
会員	碧南市 市長
会員	刈谷市 市長
会員	豊田市 市長
会員	安城市 市長
会員	西尾市 市長
会員	大府市 市長
会員	知立市 市長
会員	高浜市 市長
会員	豊明市 市長
会員	みよし市 市長
会員	東郷町 町長
会員	東浦町 町長
会員	幸田町 町長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	愛知県 西三河建設事務所 所長
会員	愛知県 知立建設事務所 所長
会員	愛知県 豊田加茂建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
会員	国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所 所長
会員	中部電力株式会社 愛知水力センター 越戸水力制御所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

別表—3 矢作川圏域水防災協議会幹事

		構成員	
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※ (担当課長)		
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長		
		(防災担当)	(治水担当)
幹事	岡崎市	市民安全部防災担当部長	土木建設部長
幹事	碧南市	市民生活部長	建設部長
幹事	刈谷市	生活安全部長	水資源部長
幹事	豊田市	地域活躍部長	建設部長
幹事	安城市	危機管理監	建設部長
幹事	西尾市	危機管理局長	建設部長
幹事	大府市	市民協働部長	都市整備部長
幹事	知立市	危機管理局長	建設部長
幹事	高浜市	都市政策部長	
幹事	豊明市	市民生活部長	経済建設部長
幹事	みよし市	総務部長	都市建設部長
幹事	東郷町	総務部長	まち整備部長
幹事	東浦町	総務部長	インフラ整備部長
幹事	幸田町	総務部長	建設部長
幹事	愛知県 尾張建設事務所 河川整備課長		
幹事	愛知県 知多建設事務所 河川港湾整備課長		
幹事	愛知県 西三河建設事務所 河川港湾整備課長		
幹事	愛知県 知立建設事務所 河川整備課長		
幹事	愛知県 豊田加茂建設事務所 河川整備課長		
幹事	愛知県 尾張県民事務所 防災安全課長		
幹事	愛知県 知多県民事務所 県民防災安全課長		
幹事	愛知県 西三河県民事務所 防災安全課長		
幹事	気象庁 名古屋地方气象台 防災管理官		
幹事	国土交通省 矢作ダム管理所 建設専門官		
幹事	中部電力株式会社 愛知水力センター 越戸水力制御所 専門課長		
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 流域治水課長		

※幹事長が不在の場合は（ ）の者が幹事会の運営、進行を行う。